

## 尾鷲市農業委員会 令和3年4月定例会 議事録

1. 開催日時：令和3年4月5日（月）午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A

3. 出席委員（8名）

会長	1番	高村 敦夫
委員	3番	野田 泰史
	4番	黒 次美
	5番	大川 治夫
	6番	野地 長生
	8番	塩津 史子

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員 7番 船津 貫一

5. 議事日程

1. 農地法第5条の規定による許可について
2. 農地法第3条の規定による許可について
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	湯浅 大紀
事務局書記	大川 健志

7. 会議の概要

議長 皆さんおはようございます。それでは、令和3年4月の定例農業委員会を開催したいと思います。その前に事務局から新年度の挨拶をお願いします。

事務局 おはようございます。4月になりまして新年度も始まりまして今日は1回目の定例会ということどうぞよろしくをお願いします。特にですね、今年は3年の任期が6月15日に終了しまして、16日から新体制ということで、公募と推薦の手続きを取らせていただきました。この選任に関しては議会に上程しましてそこで議会の同意を得て任命されるという流れになります。推進委員に関しては、6月15日以降に農業委員からの委嘱によって認められ新体制が固まるというようなこととなります。当課の人事異動に関しては、農林振興係は変わりなくということで、またこのメンバーでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは早速審議の方に入りたいと思いますので皆さんよろしくお願いいいたします。尚、本日の署名委員は、3番〇〇さん、4番〇〇さん、欠席は〇〇さんです。それでは議題に入ります。1番の農地法第5条の規定による許可についてご審議願います。事務局お願いします。

事務局 それでは農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇 〇〇、〇〇で地目は全て田となっています。面積は合計で約〇〇㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さんです。譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は結婚し子供もでき現在の借家が手狭になり、申請地に一般個人住宅を建設したいために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくをお願いします。

〇〇委員 それでは紹介します。1番最後のページをご覧ください。〇〇の地図ですが左の黒い線が〇〇の土地となっています。昔の〇〇を通りまして、少し上がってもらって、〇〇と書いてありますがそこを右折してもらって、ずっと上がってもらって、赤い印を付けているところに着くと思います。もう少し上に行くと〇〇が左側に出てきます。そのような位置となっております。

ます。23ページをご覧ください。これは航空写真なのですが、赤い印の所が申請地なのですが、少しわかりにくいと思いますので次のページを見てください。24ページが拡大の航空写真となっております。この2か所赤い印を付けているところが申請地です。番号が1番から3番まで降ってあると思いますが、これが写真の番号に繋がっていて、次のページに現場写真が載っております。1番上の1番が〇〇、2番と3番が〇〇となっております、休耕地のような状態となっております。これについては8ページの公図をご覧ください。先ほどの申請地の公図が示されております。上の赤い狭い地番が〇〇、大きい方が〇〇です。次のページに地積測量図が添付されております。〇〇が〇〇㎡、〇〇が〇〇㎡が対象の申請地の地積となっております。それから11ページから13ページ、これが建築予定の家屋の図面です。次に15ページをご覧ください。土地の造成計画図となっております。少し説明いたしますと、14ページをご覧ください。横断図を示された図面がありますが、1番上の図面が前の道路から後ろ側の方向の縦断図となっております、この空白部分は盛土をするということですね。〇〇m程度の盛土で、敷地づくりをなされるということですね。そして盛土をした後に敷地内に側溝を入れまして、雨水はそこに集めて、既設の排水路に放流すると。そしてコンクリートも張って土砂の流出も防ぐとそのような事です。以上のような造成状況です。次の17ページから20ページについては、資金証明についてになっておりますので皆さんご覧になっておいてください。最後に21ページ、この土地には畦畔が隣接していますので、申請者は東海財務局へ時効取得の確認申請書を提出して申請を行っております。以上のような内容での申請ですので審議の程よろしく願います。

議長

説明が終わりました。皆さん何かございませんか。

〇〇委員

面積がとても広いですね。

〇〇委員

先程も横断図で説明させていただきましたがのり面も中々の面積を取るものなんですよ。

〇〇委員 なるほど、異議なしです。

議長 異議なしの声が上がりました。採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手を。

(全員挙手)

議長 はい、挙手全員であります。これにて許可します。ありがとうございました。続きまして、農地法第3条による許可についてを事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして番号2番所在は〇〇で地目は田となっています。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さんです。譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。申請理由としましては所有権の移転により当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくをお願いします。

議長 はい、〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 それでは説明いたします。最後の52ページをご覧ください。この赤い印をしているところが先ほどの裏、隣接地になります。ですので5条申請の土地とくっついていますね。そして公図なんですけど40ページをご覧ください。〇〇、これが申請地ですね。46ページには申請地の航空写真が添付されています。ちなみに次のページに現況写真があります。これも休耕地となっております。あと、これは少し説明が要るのですが、今回の申請地が〇〇㎡でこれだけでは下限面積の関係で申請できないのですが、それについての説明で49ページをご覧ください。先ほども言った通り本来なら〇〇㎡なら取得ができないのですが、この資料には農地法における世帯員等について書かれていますので、少し読ませていただきます。農地法の規制等に当たっては、権利移動に当たり、その農地が十分に耕作され有効に活用されるかどうか等が重要な判断要素になりますが、これらの判定に際しては、農地について権利を有する名義人についてのみ判断するのではなく、その名義人の属する世帯の世帯員並びに二親等内の親族を基準として判断す

ることとしています。ということで、左の図を見てください。今回は黄色く示している祖父母までが二親等に当たるのですが、それらが所有する土地が35ページなのですが、ご覧ください。その中に4番として農作業の耕作者として氏名が書かれているのですが、まずは本人、そして祖母、最後に父、この3名が耕作する者として書かれています。ちなみに48ページをご覧ください。二親等内の親族として祖母が所有している○筆の土地があります。この土地の合計面積が〇〇㎡で、今回取得しようとしている土地の面積が〇〇㎡、合わせて〇〇㎡を耕作しようとしているものです。この土地の所有については参考に50ページを見てください。航空写真になります。赤い印がついているところが所有地となります。ちなみに次のページには所有地の配置図があります。この印された○筆を所有しているものであります。農地法上の解釈はこのようなものですので下限面積はクリアしていると。以上のような条件で審査をよろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。皆さん質問等はございませんか。

〇〇委員

この農地法上の世帯員等の考えが私も勉強不足でして、今回で勉強させていただきました。

〇〇委員

下水の関係は考えられているのですか。

〇〇委員

ここは農業用水路と排水と区別して水路工事をしていますのでそこは大丈夫だと思います。雨水だけが流れるようになっていますので。

〇〇委員

異議なしです。

議長

異議なしの声が上がりました。採決を取ります。許可に賛成の方は挙手を。

(全員挙手)

議長 はい、挙手全員。許可します。ありがとうございます。それでは続いてもう1つ事務局からお願いします。

事務局 はい、農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇〇で地目は畑と田です。面積は合計で約〇〇㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さんです。譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。申請理由としましては所有権の移転により当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくをお願いします。

議長 〇〇委員、よろしくをお願いします。

〇〇委員 それでは、農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。概要につきましては、只今事務局から説明があった通りです。〇〇の〇〇さんが〇〇に所有している休耕農地、〇筆、総面積〇〇㎡を〇〇の〇〇さんが不動産売買契約を締結し、当該農地を取得し水稻、野菜等を〇〇歳の息子さんと2人で栽培しようとするものであります。この申請地の場所ですが資料21ページをご覧ください。地図の中で黄色く示しているところが申請地です。まず、地図の右下に拠点となる場所というところがあります。ここは〇〇の民家がありまして、住所が〇〇なのでここで住居を構えるということです。そしてこの地図の配置ですが、下の方に少し小さいのですが、〇〇という会社があります。その前に道路が通っているのですが、これが〇〇です。そこから〇〇mくらい上がったところに〇〇があります。大体ここ辺りに申請地が固まっているのですが、まず真ん中の〇〇から〇〇、〇〇、〇〇〇ここなのですが大体合計で〇〇㎡になります。営農計画の中ではこの休耕地を水稻、米を作る場所にしたいということです。それから写真ですが、28ページから31ページをご覧ください。まあ見ていただいたら分かるように、萱が生い茂っている状況です。まずはこの萱を除去していくということです。そうしましたら次は右側の〇〇のところ。これは〇〇から降りてきてすぐなのですが、ここで〇〇㎡あります。ここではピーマンを作るという計画です。この地番の写真

が32ページにあります。ここは少しは手入れしている状況ですかね。それから、続きまして〇〇、面積は〇〇㎡でここでもピーマンを作付け予定です。写真は27ページの下段にあります。ここもある程度は手を掛けています。それから〇〇、〇〇㎡あります。ここは〇〇から降りて行って、川があるのですが、ここをずっと上がって行って〇〇があるのですが、その〇〇の横になるわけなのですが、写真では26ページをご覧ください。このような位置です。そして最後になるのですが20ページをご覧ください。次は〇〇を越えて農道になってくるのですが、舗装されている農道ですね。その農道の横に〇〇、〇〇がありまして、申請地の下側に〇〇があります。その横に〇〇があります。〇〇が〇〇㎡、〇〇が〇〇㎡あります。大体〇〇から直線で〇〇mほど離れています。申請地の農道の近くには経営基盤整備事業により補助金を入れて、農地があります。ここに〇〇歳の新規就農者の〇〇さんが先進的な野菜作りを行っている農地が形成されています。こちら辺は農用地となっていますね。この申請地ではきゅうりを作付け予定です。写真を見ればわかるのですが、ここが1番荒れております。整備予定ではあります。このような農地〇〇筆をですね、今後購入して営農するものであります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

はい、説明ありがとうございました。皆様はご質問ございますか。

〇〇委員

今は、〇〇で水稻を作っている人も全然いないのでありがたいね。でもあの場所は水の関係で心配だけでも。

〇〇委員

用水路と獣害については検討していかなければいけませんね。

〇〇委員

まだ〇〇歳ということで働き盛りですし息子さんもいるということならぜひしていただきたいですね。

〇〇委員

でも、整備も大変だねこれは。

- 〇〇委員 まあ、萱程度なので1年程あればすべて何とかなると思いますね。  
あと、これは見えていて気づいたのですが〇〇は畦畔が存在しないので  
すね。全部一線引きになってるから。
- 事務局 只ですね、一線引きなのですが〇〇は地番混乱地域でして、公図が錯  
綜してまして逆に分からないところが多いのですよ。
- 〇〇委員 このような新たな農地を取得して農業をしていく方に市としてはバック  
アップはしていくのですか。
- 事務局 この申請者の方がこの土地で農業を主として営農していくのであれば  
もちろん私たちとしては認定農業者制度や補助金を活用したバックア  
ップなどは国、県と連携して行っていくことは考えています。
- 〇〇委員 それはありがたいですね。もちろん異議なしです。
- 議長 異議なしの声が上がりました。許可に賛成の方は挙手を。  
(全員挙手)
- 議長 はい、挙手全員。これにて許可します。ありがとうございました。  
以上で本日の審議案件は終わりました。その他に入りますが、委員の  
皆さんは何かありますか。無いようですね。事務局は。
- 事務局 はい、令和2年度の会計報告をさせていただきたいと思います。お手  
元の資料をご覧ください。まず収入の部ですが〇〇が〇〇で〇〇円で  
す。当期収入合計が〇〇円で前期繰越金〇〇円、収入合計が〇〇円で  
す。続きまして、支出の部ですが〇〇、〇〇として〇〇円です。当期支  
出合計が〇〇円、当期支出差額〇〇、次期繰越収支差額〇〇円です。  
以上で会計報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。他にないようですのでこれにて4月農業委員会定例会を終わります。ありがとうございました。

